

## 和歌山県監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 7 日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

### 1 監査の対象

3 の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

### 2 監査の着眼点

#### (1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

#### (2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

#### (3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

#### (4) (1) ~ (3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
公立大学法人和歌山県立医科大学	令和 6 年 1 月 30 日

### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

#### (1) 指摘事項

なし

#### (2) 注意事項

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 現金出納簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 出納員による確認がなされていなかった。

b 収納金の記入があるにもかかわらず、払込み欄及び残額欄の記入並びに受付者印の押印がなされていなかった。

(ウ) 旅行命令簿において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 領収書の発行において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 領収書の発行何いの決裁区分を誤っていた。

b 英文による領収書を発行する際、決裁がなされておらず、発行者名を理事長名としていなかった。